

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

ページ

## 告 示

- 救急医療機関の認定 (医療政策課) 一
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (同) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 二
- 農用地利用配分計画の認可 (農業振興課) 二
- 林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務の委託 (林業振興課) 二
- 保安林の指定の解除 (森林整備課) 二
- 保安林の指定施業要件の変更の予定 (同) 二
- 道路の区域変更 (道路課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (二 (教育庁生涯学習課)) 四
- 宮城県告示第三百二十五号  
救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。  
令和三年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
公益財団法人宮城厚生協会 古川民主病院	大崎市古川駅東二丁目十一番十四号	令和三年四月十日	令和六年四月九日

### ○宮城県告示第三百二十六号

児童福祉法 (昭和二十二年法律第六十四号) 第二十一条の五の二十四第四項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和三年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害児通所支援の種類	設置者名	廃止年月日
○四五〇三〇〇三二二	塩竈地域福祉事業所 塩竈市藤倉三丁目七番五号	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人ワークスコープ	令和三年三月三十一日

### ○宮城県告示第三百二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第二百二十三号) 第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和三年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二二〇六一一	てのひら 石巻市蛇田字小齊二番地一	短期入所	社会福祉法人石巻祥心会	令和三年四月一日
○四二〇二二〇四九四	てのひら 石巻市蛇田字小齊二番地一	共同生活援助	社会福祉法人石巻祥心会	令和三年四月一日
○四二二三〇〇〇一一	丸森ホーム まはらの家 伊具郡丸森町館矢間 館山字天王十七番一	共同生活援助	社会福祉法人はらから福祉会	令和三年四月一日

○宮城県告示第三百二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和三年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二〇二二〇二二三	事業所の名称及び所在地	「十夢」蛇田石巻市蛇田字小齊二十一番地一	廃止する指定障害福祉サービスの種類	短期入所	設置者名	社会福祉法人石巻祥心会	廃止年月日	令和三年三月三十一日
-------	------------	-------------	----------------------	-------------------	------	------	-------------	-------	------------

○宮城県告示第三百二十九号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和三年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

令和三年四月十三日

○宮城県告示第三百三十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務を令和三年三月二十九日次のとおり委託した。

令和三年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

- 角田市毛萱字堂ノ入八十八番地二 仙南中央森林組合
- 柴田郡川崎町大字前川字北原二十一番地一 川崎町森林組合
- 伊具郡丸森町字田町南一番地一 丸森町森林組合
- 白石市福岡長袋字岩崎八十一番地の六 白石蔵王森林組合
- 黒川郡大和町落合松坂字直南沢三十九番地二十三 黒川森林組合

仙台市泉区市名坂字万吉前十九番地の一 宮城中央森林組合

大崎市岩出山下野目字長田百二十九番地の一 大崎森林組合

栗原市栗駒桜田街道西十一番地九十六 栗駒高原森林組合

登米市登米町大字日根牛小池百番地 登米町森林組合

登米市東和町米川字小田百十番地一 東和町森林組合

登米市津山町柳津字小麻七十八番地 津山町森林組合

気仙沼市本吉町坊の倉八番地一 本吉町森林組合

気仙沼市赤岩牧沢四十四番地 気仙沼市森林組合

本吉郡南三陸町志津川字天王山百三十八番地三 南三陸森林組合

石巻市大瓜字棚橋下待井六十五番地の一 石巻地区森林組合

仙台市青葉区上杉二丁目四番四十六号 宮城県森林組合連合会

仙台市青葉区東照宮一丁目八番八号 宮城県木材協同組合

二 委託期間  
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和三年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢三二九の二（次の図に示す部分に限る。）、三二九の一〇

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

公益上の理由（海岸保全施設）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和三年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

三一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

四一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
落石の危険の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年四月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 釜谷大須雄勝線

三 道路の区域

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和三年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県図書館清掃業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁生涯学習課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和三年二月二十六日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 キョウワプロテック株式会社仙台事業所 仙台市青葉区中央二丁目九番二十七号
- 五 落札金額 二千九百六十七万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和三年一月十二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和三年四月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県美術館清掃業務 一式

変更の区間						変更の前後			敷地の幅員 (メートル)			敷地の延長 (メートル)			備考		
石巻市雄勝町立浜字立浜二二番地先から 同市雄勝町立浜字天神八一番地先まで						A			B			C			上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。		
						五・〇 四五・六			三・三 九・〇			九・〇					
後B						A			B			C					
三・三 九・〇						四〇・〇			三七五・〇			四〇・〇					

- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁生涯学習課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和三年三月十日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社東武 仙台市青葉区立町一番二号
- 五 落札金額 四千八百七十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和三年一月十五日